

契 約 書

支出負担行為担当官 長野県警察会計担当官 鈴木 達也（以下「甲」という。）と、
〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり売買契約を締結する。

- | | | |
|---|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 品 名 | 資料整備装置 |
| 2 | 数 量 | 1 式 |
| 3 | 仕 様 | 別紙 1 のとおり |
| 4 | 納入期限 | 令和 7 年 3 月 31 日まで |
| 5 | 納入場所 | 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県警察本部警備企画課 |
| 6 | 契約金額
(売買代金) | ¥.ーうち消費税額及び地方消費税額¥.ー
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226
号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。 |
| 7 | 契約保証金 | 免除とする。 |

(目的)

- 第 1 条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物品」という。）を売り渡す。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改訂若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(契約保証金)

- 第 2 条 免除とする。（予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号）

(納入)

- 第 3 条 乙は表記納入期限までに表記の納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は甲宛に納品書を提出する。
- 4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(納入検査)

- 第 4 条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の 2 日以前に、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上検査を受けなければならない。
- 2 納入する物品は、すべて甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 3 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転)

- 第 5 条 物品の所有権は、甲が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第6条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取り)

第7条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後何時でも当該不合格品を他の場所に移動し又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用はすべて乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第8条 甲は、第5条の所有権の移転が行われた後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)にその対価を乙に支払うものとする。

3 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。

4 甲は、第11条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入分の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につき本契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

(遅延賠償金)

第9条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した額とする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知または承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に

基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第11条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に、以下の事由が生じた場合

ア 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

イ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続法等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくは乙の代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第12条第1項に該当する場合

(4) 乙が第22条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項及び第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第13条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納

付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第14条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(支払遅延利息)

- 第15条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む機関についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等のやむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(知的財産権等の紛争解決)

- 第16条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権等に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任と費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(保証事項)

- 第17条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

- 第18条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、長野地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第22条 暴力団排除に関する条項については、別紙2「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第23条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第24条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

- 2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
長野県警察会計担当官
鈴木 達也

乙

第 4 資料整備装置仕様

1 数量

1 式

2 管理用端末

品目	項目	機能及び仕様
本体部	CPU	Core i5-13400プロセッサ一周波数Pコア最大4.60GHz、Eコア最大3.3GHzと同等以上の処理能力を有すること。
	メモリ	主記憶容量は8GB以上を有すること。
	ストレージ	256GB以上の容量を有するSSDであること。
	光学ドライブ	(1) 内蔵型であること。 (2) DVDスーパーマルチドライブ以上であること。
	USBポート	USB2.0以上を10ポート以上有することとし、うち1ポート以上はUSB Type-Cに対応していること。
	ディスプレイ	21.5インチ以上のTFT方式、カラー液晶ディスプレイであること。
	キーボード	JIS規格109配列に準拠したものであること。
	マウス	スクロール機能の付いた光学式2ボタンマウスであること。
	省エネ	省電力に寄与するため、電源連動式サービスコンセントを有し、ディスプレイを使用しない場合には本体と連動して電源が自動でシャットダウンできること。
ソフトウェア	OS	Microsoft Windows11とし、最新の修正ファイルが適用されていること。
	不正プログラム対策ソフト	基本OSで動作する以下の機能を持つソフトウェア（日本語版）を搭載すること。 (1) ウイルスチェック機能を常駐可能であり、ファイルアクセス時に自動でウイルスチェックを実行可能であること。また、定期的にハードディスクの全領域をチェックする機能を設定すること。 (2) 契約時における最新版であること。 (3) ウイルス定義ファイルを取り込み、更新が可能であること。
	利用者認証	(1) 管理者権限と一般ユーザ権限を分離し、保守作業等の必要最小限の作業を除き、一般ユーザ権限でシステムの運用が行えること。

		<p>(2) 可能な限り生体情報による認証機能を設けること。パスワードによる機能を設けるときは、必要に応じてICカード等認証機器を用いた認証機能と組み合わせるなどして、認証機能の強化ができること。</p> <p>(3) 15分以上操作のない状態が続くと再び認証を求める機能を設けること。また、当該設定は一般利用者の権限では変更できないように設定できること。</p> <p>(4) パスワードによる認証を設けるときは、パスワードは可能な限り英数字・記号を含む8文字以上の文字列とし、これを満たさないパスワードを設定できないように技術的な対策がとれること。</p> <p>(5) パスワードによる認証を設けるときは、パスワードを変更できる機能があること。</p>
	外部記録媒体利用制限	<p>(1) 不正使用を防止するため、USB等の使用を制限するソフトを有すること。</p> <p>(2) 事前に登録された外部記録媒体以外の利用を許可しないこと。</p> <p>(3) USB機器（USBメモリを含む。）について、ベンダID、プロダクトID、及びシリアルナンバーを指定することにより、デバイス個別で使用可否を制限する機能を有すること。</p> <p>(4) ドライブの使用可否について制限できる機能を有すること。</p> <p>(5) 外部記録媒体の利用の許可は、管理者権限以外の権限を用いて行えること。</p>
	証跡	サーバ等へのアクセスについては、アクセスした日時及び利用者を特定できる情報を証跡として取得し、5年以上保管できること。
	ハードディスク暗号化	<p>下記の暗号化に対応していること。</p> <p>なお、納入時はドライブ全体を暗号化した状態とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライブ暗号 ・フォルダ暗号 ・ファイル暗号
	証跡収集ソフト (MylogStar)	<p>外部記録媒体の証跡収集ができること。</p> <p>(1) 外部記録媒体の使用に関する証跡として、次</p>

		<p>に掲げる項目を取得し、5年以上保管できること。</p> <p>ア 入出力日時 イ 入出力したファイルの名前及びサイズ ウ 入出力（読み込み、書き出し）の別</p> <p>(2) 外部記録媒体の使用許可に関する証跡として次に掲げる項目を取得し、1年以上保管できること。</p> <p>ア 使用の許可の期限 イ 使用許可者を特定できる情報（ID等）</p> <p>(3) (1)及び(2)の証跡について、ディスプレイ表示又は印字による確認を行えること。</p>						
	Microsoft Professional 2024	<p>マイクロソフト社製の製品については、警察庁にて契約済みの「Microsoft SelectPlus for Government Partners」が利用できる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ライセンス認証番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要登録関連機関PNC</td> <td></td> </tr> </table>	ライセンス認証番号		契約番号		主要登録関連機関PNC	
ライセンス認証番号								
契約番号								
主要登録関連機関PNC								
	一太郎、花子 forPolice	<p>ジャストシステム社製品については、警察庁にて登録済みのライセンス「Justsystem J-License」にて調達すること。なお、本件調達でのソフトウェアライセンスは、警察本部が利用する永続的ライセンスである。</p> <p style="text-align: center;">警察庁「Justsystem J-License」認証番号</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">J-License区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">J-License No.</td> <td></td> </tr> </table>	J-License区分		J-License No.			
J-License区分								
J-License No.								
付属品	接続用品	機器の接続に必要なケーブル等を含むこと。						
添付品	リカバリ媒体	工場出荷状態にリカバリ可能なこと。						
	リカバリ手順書	日本語表記とし、警察本部の承認を受けること。						
	セキュリティワイヤー	<p>(1) 錠を有し、鍵は2個以上有すること。</p> <p>(2) 錠は本体部の盗難防止用セキュリティスロットに取り付けできること。</p> <p>(3) ワイヤーの太さは、直径4mm以上であること。</p> <p>(4) ワイヤーの長さは、先端金属部を含み2m以上</p>						

		であること。
	取扱説明書	日本語表記とし、警察本部の承認を受けること。
その他	各ソフト及び装置を接続した状態で、完全に作動することを確認すること。 セットアップ作業については、警察本部指定の場所で行うこととし、別途協議とする。	

3 データ保存用ハードディスク

品目	項目	機能及び仕様
本体部	本体	(1) データの保存容量は、1 TB以上であること。 (2) 管理用端末とUSB接続できること。
ソフトウェア	ハードディスク暗号化	下記の暗号化に対応すること。 なお、納入時はドライブ全体を暗号化した状態とすること。 ・ドライブ暗号 ・フォルダ暗号 ・ファイル暗号
バックアップ装置	無停電電源装置	万一の停電時、システムを終了させるまでに必要な時間、運用を保持することに十分な容量を持つこと。
	データバックアップ装置	データ保存用HDに格納されたデータのバックアップが可能な容量が確保されていること。 毎月1回の自動バックアップ設定とし、日時設定については別途協議とする。
	ハードディスク暗号化	下記の暗号化に対応すること。 なお、納入時はドライブ全体を暗号化した状態とすること。 ・ドライブ暗号 ・フォルダ暗号 ・ファイル暗号
付属品	接続用品	機器の接続に必要なUSBケーブル等を含むこと。
添付品	取扱説明書	日本語表記とし、警察本部の承認を受けること。
その他	各装置を接続した状態で完全に作動することを確認すること。	

4 A3対応インクジェット複合機

品目	項目	機能及び仕様
本体	スキャナ機能	(1) カラーสキャナ形式 (2) 原稿サイズはA3判以上に対応していること。

		(3) TIFF、Muluti-TIFF、JPEG、BMP、PDFのファイル形式をサポートすること。 (4) 解析度は9600dpi対応であること。
	プリンタ機能	(1) インクジェット方式 (2) インクは独立的であること。 (3) 用紙カセットを1段以上有すること。 (4) A3判までの印刷が可能なこと。 (5) 両面印刷が可能であること。 (6) A4カラーで25枚/分以上、A4モノクロで25枚/分以上の印刷速度を有すること。
	その他	(1) 国際エネルギースタープログラム対応品であること。 (2) 管理用端末とUSB接続できること。
付属品	接続用品	機器の接続に必要なUSBケーブル等を含むこと。
添付品	取扱説明書	日本語表記とし、警察本部の承認を受けること。
その他	各装置を接続した状態で完全に作動することを確認すること。 参考機種：エプソンPX-M6712FT	

5 カードリーダー

品目	項目	機能及び仕様
本体部	本体	対応メディアは、 SD、SDHC、SDXC、miniSD、miniSDHC、microSD、microSDHC、microSDXC、メモリースティックDuo、XDピクチャーカード、コンパクトフラッシュ等 であること。
その他	各装置を接続した状態で完全に作動することを確認すること。	

6 検査

- (1) 検査は、構成、構造、機能及び性能について行うものとする。
- (2) 検査は、設置場所において、警察本部が立会いの上で行う。
- (3) 検査に必要な施設及び機器は、契約請負業者が準備することとする。
- (4) 検査中に、本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察本部の指示に従うこと。

7 履行期限

令和7年3月31日までに、全ての作業を完了すること。